

島教企第26号
令和2年4月2日

各県立学校長様

島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、文部科学省から令和2年4月1日付けで「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂が示されました。

この改訂は、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について（通知）」（以下、「文科省通知」とする。）の一部を改訂するものです。

この文科省通知は、県教育委員会としての対応方針を示した令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について」の基礎となるものですが、この改訂が示された上でも、現時点ではこの県教育委員会としての対応方針に変更ありません。

各学校においては、令和2年4月1日に示された政府の専門家会議の状況分析・提言及び同日付けの文部科学事務次官通知を含めたこれまでの通知を参考の上、新年度に向けて感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、別添1のとおり「県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応について」を定めましたので、寄宿舎を設置する高等学校においてはこの内容を踏まえて、適切に対応願います。

また、保護者の方に向けた県教育委員会としての対応方針に関する案内を別添2のとおり作成し、県教育委員会のホームページに掲載しましたので、了知願います。

(担当)

学校企画課企画人事スタッフ 電話 0852-22-5411
教育指導課学力育成スタッフ 電話 0852-22-6132
特別支援教育課指導スタッフ 電話 0852-22-5988

別添 1

県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応について

島根県教育委員会

1. 新学期の入寮時

(1) 入寮前の健康状況と入寮の意思の確認

- ① 春季休業（学年末・学年始休業）中に帰省している生徒及び新入生に対して、電話などの方法により、本人について以下の点を確認する。
 - ・体温の状況、発熱等の風邪症状はないか
 - ・春季休業中の生活の状況について（海外渡航の有無、周辺の感染者の状況など）
- ② 発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。
- ③ 学校が行う寄宿舎での感染症対策の取組（下記2のとおり）を説明し、入寮後生徒自身が感染防止対策を確実に行うことを確認するとともに、新年度に向けた入寮の意思を確認する。
- ④ 入寮に向けて、公共交通機関を利用する予定の場合は特に、移動中マスクを着用するなどの感染症対策を万全にさせる。

(2) 入寮時の健康状況の確認

入寮の際に、検温と風邪症状の確認を行う。発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。

2. 入寮後の生活における対応（感染例判明前）

(1) 感染源を絶つ取組

- ① 毎朝の検温、風邪症状の確認を行い、記録をとる。
- ② 発熱（37.5度以上）やのどの痛み、長引く咳（1週間前後）や倦怠感が確認される場合は、他の生徒と接触しない措置をとる。

(2) 感染経路を絶つ取組

- ① 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ② 共有スペースや舍室を定期的に換気する。
- ③ ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの生徒が手を触れる場所を、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）や薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤を使用して清掃を行う。
- ④ 食事をとる前には、手洗いを徹底する。食事の際には、同時に集まる人数を制限したり向かい合いで食事を避けて飛沫が飛ばないようにしたりするなどの工夫をする。

(3) 抵抗力を高める取組

- ① 免疫力を高めるため、十分な睡眠を確保させる。
- ② 栄養バランスの取れた食事となるようにする。

3. 感染が疑われる生徒が発生した場合

(1) 感染が疑われる生徒への対応

学校から保護者に連絡を取り、初期対応について相談し、家庭での対応が可能な場合は保護者に引き渡す。学校で対応する場合は、以下のように対応する。

- ① 静養室などに移らせたり、仕切りやカーテンを設置して少なくとも2m以上の距離を保つようにしたりするなど、他の生徒と接触しない措置をとる。
- ② 学校から学校医に連絡の上、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③ 帰国者・接触者相談センターへの相談結果や保健所からの指示により、医療機関での受診、静養などの対応をする。
- ④ 指示により結果帰国者・接触者外来を受診し、医師が検査の必要ありと判断した場合は、PCR検査を受ける。

(2) 寄宿舎内の対応

- ① 他の生徒に発熱等の風邪症状がないか確認する。症状が確認される場合は、登校させず、(1)により対応する。
- ② 改めて2で示した感染防止対策を徹底する。
- ③ 感染が判明した場合は、保健所による検査などの対応に従う。

4. PCR検査の結果、在寮中の生徒の感染が判明した場合

(1) 感染した生徒への対応

- ① PCR検査結果や病院搬送の手続きについて学校から保護者に連絡し、対応について了解を取る。
- ② 救急車等により感染症指定医療機関に搬送、入院。

(2) 濃厚接触者と認定された生徒への対応

- ① 健康観察を続けながら、14日間は寄宿舎で待機する（帰省不可）。
- ② 学校から保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに対応についての了解を取る。
- ③ 健康の状況が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- ④ 寄宿舎の構造や感染者の行動状況等により、PCR検査が必要と判断される場合は、検査を実施することがある。

(3) その他の生徒への対応

保健所の検査を受け、その指導に従い対応する。

その指導により閉寮の必要がある場合は、学校から保護者に連絡を取り、帰省の準備を進める。

閉寮しない場合は、感染症対策を万全に行い、2, 3, 4の対応を徹底する。

別添2

令和2年4月2日

保護者の皆さんへ

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

島根県教育委員会

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、新年度の学校での教育活動を進める上で、県教育委員会として次のような対応を進めていきます。

感染症対策を有効に進めるためには、学校と家庭が連携をとって取り組むことが大切です。以下の対応についてご理解いただき、家庭でのご協力をお願いします。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応を変更する場合があります。

■感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力をつけること」です。

① 感染源を絶つこと

家庭で、毎朝の検温と風邪症状の確認をお願いします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え自宅で休養していただくようお願いします。

登校前に確認できなかった場合は、保健室等での検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、同様に自宅での休養をお願いします。

② 感染経路を絶つこと

正しい手洗いや咳エチケットを徹底してください。

学校では、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、ドアノブや手すり、スイッチなど、特に多くの児童生徒等が触れる場所を、消毒液を利用して適宜清掃を行います。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

(2) 集団感染リスクへの対応

政府の専門家会議が3月19日に示した提言では、集団感染を避けるための3つの条件として、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声ができるだけ控える

が重要であることが示されています。学校では次のような対応を行います。

- ・教室等のこまめな換気の徹底
- ・近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

■県内において感染例が判明した場合の対応

県内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況や感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、次の考え方により教育委員会が対応を決定します。

(1) 児童生徒等や教職員本人が、感染者や濃厚接触者に特定された場合

- ・該当者が在籍する県立学校は、学校の全部又は一部の臨時休業を実施
- ・判明の状況によって、在籍校以外の県立学校を指定して、学校の全部又は一部の臨時休業を実施

(2) 判明した感染者が(1)以外の場合

- ・判明の状況によって、県立学校を指定して、学校の全部又は一部の臨時休業を実施

なお、(1)において、該当者の状況により、臨時休業を行わず、該当者が登校・出勤しない形での対応をする場合があります。

■新年度の行事や授業等について

(1) 新年度始業式について

校内放送システム等を利用した開催を検討します。体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上、次のような対応をします。

- ・窓を広く開け、換気に努める
- ・整列する際の間隔を広くとる
- ・国歌や校歌は放送によるなど、吹奏楽の演奏や斉唱はしない
- ・短時間で終了するよう、式の内容を簡素にする

(2) 入学式について

上記(1)の点に留意しながら、参加者を新入生、保護者、教職員に限定したり、式の内容を簡素にしたりするなどします。

(3) 新年度始業式以降の部活動について

手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底させるとともに、専門家会議で示された3つの条件が重ならないよう、以下の点に留意して実施することができることします。

- ・発熱等の風邪の症状がみられる生徒は参加させず自宅での休養を指示する
- ・屋内で活動する場合、こまめな換気を心掛ける
- ・多くの人が密集する活動とならないよう配慮する
- ・近距離での会話、大声での発声ができるだけ控える
- ・部室等は、短時間での利用としたり一斉に利用しないよう心掛ける

(4) 体育の授業での実技について

一度に大人数で集まり、児童生徒等が密集する活動とならないよう配慮して実施します。なお、発熱、咳などの風邪の症状がある児童生徒等は参加させないなど、感染防止の対策を十分にとります。

(5) 学校給食について

児童生徒及び教職員の食事前の手洗いを徹底し、会食時は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、また、会話を控えるなどの配慮をします。

■高等学校の寄宿舎について

しまね留学の取組により、現在県内の高等学校では県外から多くの生徒を受け入れています。全国的に感染が拡大している状況を踏まえ、新年度の生活を始める上で、各学校では別添1のような方針で対応します。